

令和元年（2019年）

旭 川 市 議 会 議 案

第 4 回 定 例 会

令和元年 12 月 6 日 開 会

令和元年 月 日 閉 会

令和元年度旭川市一般会計補正予算について

令和元年度旭川市一般会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市国民健康保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市動物園事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市動物園事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市介護保険事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について

令和元年度旭川市後期高齢者医療事業特別会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市水道事業会計補正予算について

令和元年度旭川市水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市下水道事業会計補正予算について

令和元年度旭川市下水道事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

令和元年度旭川市病院事業会計補正予算について

令和元年度旭川市病院事業会計補正予算を別冊のとおり定める。

令和元年 1 2 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正する条例

旭川市旭川駅前広場条例（平成２７年旭川市条例第３８号）の一部を次のように改正する。

第６条第１項中「１．０５」を「１．０８」に改める。

附 則

（施行期日）

- １ この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- ２ この条例による改正後の旭川市旭川駅前広場条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和２年４月１日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- ３ この条例の施行の日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市旭川駅前広場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市空港管理条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市空港管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市空港管理条例の一部を改正する条例

旭川市空港管理条例（昭和 41 年旭川市条例第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 23 条第 2 項中第 1 号を削り，第 2 号を第 1 号とし，第 3 号を第 2 号とし，同号の次に次の 1 号を加える。

- (3) 心身の故障により空港機能施設事業を適正に行うことができない者として規則で定めるもの

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

（説 明）

空港機能施設事業を行う者の指定に係る規定を整備するために，旭川市空港管理条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正する条例

旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成27年旭川市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表中「374, 000」を「375, 000」に改める。

第9条第2項中「職員」とあるのは「職員又は」を「管理職員」とあるのは「管理職員又は」に、「100分の167.5」を「100分の170」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第7条第1項の改正規定及び第9条第2項の改正規定（「職員」とあるのは「職員又は」を「管理職員」とあるのは「管理職員又は」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 この条例（第9条第2項の改正規定中「職員」とあるのは「職員又は」を「管理職員」とあるのは「管理職員又は」に改める部分に限る。）による改正後の旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の規定は、平成31年4月1日から適用する。

（説 明）

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市職員の給与に関する条例（昭和26年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項第1号中「100分の92.5」を「100分の97.5」に改める。

附則第15項中「以下この項」を「以下この項及び次項」に改める。

附則に次の1項を加える。

16 令和2年1月1日において附則第10項第2号又は第3号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前項の規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして市長が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

別表1から別表4までを次のように改める。

別表 1

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再任用職員以外の職員	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				

	87	244, 900	292, 700	340, 000	378, 600	391, 600				
	88	245, 600	293, 100	340, 400	379, 000	391, 800				
	89	246, 100	293, 400	340, 700	379, 400	392, 000				
	90	246, 600	293, 800	341, 100	379, 900	392, 300				
	91	246, 900	294, 100	341, 600	380, 300	392, 600				
	92	247, 300	294, 500	342, 000	380, 700	392, 800				
	93	247, 600	294, 700	342, 200	381, 000	393, 000				
	94		294, 900	342, 600	381, 500					
	95		295, 200	343, 100	381, 900					
	96		295, 600	343, 500	382, 300					
	97		295, 800	343, 700	382, 600					
	98		296, 100	344, 100	383, 100					
	99		296, 500	344, 500	383, 500					
	100		296, 900	344, 800	383, 900					
	101		297, 100	345, 100	384, 200					
	102		297, 400	345, 500	384, 700					
	103		297, 800	345, 900	385, 100					
	104		298, 100	346, 300	385, 500					
	105		298, 300	346, 800	385, 800					
	106		298, 600	347, 200	386, 300					
	107		299, 000	347, 600	386, 700					
	108		299, 300	348, 000	387, 100					
	109		299, 500	348, 500	387, 400					
	110		299, 900	348, 900						
	111		300, 300	349, 200						
	112		300, 600	349, 500						
	113		300, 800	350, 000						
	114		301, 000							
	115		301, 300							
	116		301, 700							
	117		301, 900							
	118		302, 100							
	119		302, 400							
	120		302, 700							
	121		303, 100							
	122		303, 300							
	123		303, 600							
	124		303, 900							
	125		304, 200							
再任用職員		187, 700	215, 200	255, 200	274, 600	289, 700	315, 100	356, 800	389, 900	441, 000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第16条の8に規定する職員を除く。

別表 2

医療職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	396,400	473,900	541,900
	2	399,600	477,400	545,000
	3	402,600	480,600	548,000
	4	405,700	483,800	551,100
	5	408,700	487,300	554,100
	6	411,800	490,200	557,300
	7	414,900	493,400	560,500
	8	418,000	496,200	563,700
	9	420,900	499,100	566,500
	10	423,600	501,800	569,600
	11	426,800	504,400	572,700
	12	430,000	507,100	575,800
	13	433,000	509,600	579,000
	14	436,000	512,000	582,200
	15	438,500	514,300	585,400
	16	441,700	516,600	588,600
	17	445,100	518,600	591,600
	18	448,500	521,200	594,800
	19	451,600	523,600	598,000
	20	454,900	526,200	601,200
	21	458,300	528,000	604,200
	22	461,700	530,700	607,200
	23	465,200	533,300	610,300
	24	468,400	535,900	613,400
	25	471,700	538,200	616,600
	26	475,100	541,000	619,700
	27	478,500	543,700	622,800
	28	482,000	546,500	625,900
	29	485,500	549,300	628,800
	30	488,800	552,100	631,900
	31	492,000	554,900	635,000
	32	495,300	557,600	638,100
	33	498,300	560,100	640,900
	34	501,300	562,800	643,900
	35	504,200	565,500	646,800
	36	507,400	568,200	649,800
	37	510,400	570,900	652,600
	38	513,400	573,600	655,600
	39	516,200	576,300	658,400
	40	519,200	579,000	661,400
	41	521,900	581,800	664,400

再任用職員以外の職員	42	524,900	584,500	667,400
	43	527,800	587,200	670,400
	44	530,800	589,900	673,300
	45	533,500	592,400	676,100
	46	536,200	594,700	679,000
	47	538,900	597,200	681,900
	48	541,500	599,700	684,800
	49	543,900	602,300	687,400
	50	546,400	604,700	690,200
	51	549,000	607,100	693,000
	52	551,600	609,500	695,800
	53	554,200	611,400	698,500
	54	556,700	613,600	701,300
	55	559,200	615,800	704,100
	56	561,700	618,000	706,900
	57	564,000	620,200	709,800
	58	566,300	622,300	712,500
	59	568,600	624,400	715,200
	60	570,900	626,400	717,600
	61	573,100	628,500	720,400
	62	575,100	630,400	723,100
	63	577,100	632,400	725,800
	64	579,100	634,300	728,500
	65	581,100	636,300	731,000
	66	582,300	638,300	733,400
	67	583,500	640,100	736,100
	68	584,600	642,100	738,800
	69	585,400	644,000	741,300
	70	586,500	645,400	743,800
	71	587,600	647,000	746,300
	72	588,700	648,600	748,800
	73	589,500	650,200	751,300
	74	590,000	651,700	753,800
	75	590,600	653,200	756,300
	76	591,200	654,400	758,800
	77	591,700	655,900	761,100
	78	592,300	657,400	763,500
	79	592,900	658,900	765,900
	80	593,400	660,400	768,300
	81	594,100	661,700	770,700
	82	594,600	663,100	773,100
	83	594,900	664,500	775,500
	84	595,400	665,900	777,900
	85	595,700	667,300	780,100
	86			782,400
	87			784,700
	88			787,000

	89			789,200
	90			791,500
	91			793,800
	92			796,100
	93			798,200
	94			800,400
	95			802,600
	96			804,800
	97			807,000
	98			809,200
	99			811,400
	100			813,600
	101			815,600
	102			817,800
	103			820,000
	104			822,200
	105			824,200
	106			826,400
	107			828,600
	108			830,800
	109			832,800
	110			835,000
	111			837,200
	112			839,400
	113			841,400
	114			843,600
	115			845,800
	116			848,000
	117			850,000
	118			851,900
	119			853,800
	120			855,700
	121			857,600
	122			859,500
	123			861,400
	124			863,300
	125			865,200
	126			867,100
	127			869,000
	128			870,900
	129			872,800
	130			874,700
	131			876,600
	132			878,500
	133			880,400
再任用職員		338,600	393,000	466,000

備考 この表は、保健所に勤務する医師及び歯科医師で、規則で定めるものに適用する。

別表 3

医事職給料表

職員 の 区 分	職 務 の	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500

再任用職員以外の職員	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			

	81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700			
	82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200			
	83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600			
	84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000			
	85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400			
	86		289, 500	325, 400	346, 300	387, 900			
	87		289, 700	325, 600	346, 600	388, 300			
	88		289, 900	326, 000	346, 900	388, 700			
	89		290, 300	326, 400	347, 300	389, 100			
	90		290, 500	326, 800	347, 600	389, 600			
	91		290, 700	327, 200	348, 000	390, 000			
	92		290, 900	327, 600	348, 300	390, 400			
	93		291, 300	327, 900	348, 700	390, 800			
	94		291, 500	328, 100	349, 000	391, 300			
	95		291, 700	328, 500	349, 300	391, 700			
	96		292, 000	328, 800	349, 600	392, 100			
	97		292, 400	329, 000	349, 900	392, 500			
	98		292, 700	329, 300	350, 300	393, 000			
	99		292, 900	329, 600	350, 700	393, 400			
	100		293, 200	329, 900	351, 100	393, 800			
	101		293, 500	330, 100	351, 600	394, 200			
	102		293, 700	330, 400	352, 000				
	103		293, 900	330, 800	352, 400				
	104		294, 200	331, 000	352, 800				
	105		294, 500	331, 200	353, 300				
	106			331, 400					
	107			331, 800					
	108			332, 000					
	109			332, 200					
	110			332, 600					
	111			333, 000					
	112			333, 400					
	113			333, 600					
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000	426, 500

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

別表 4

保健看護職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700

再任 用職員以 外の職員	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	

	87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	393, 000	
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	393, 500	
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	393, 900	
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	394, 300	
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	394, 700	
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	395, 200	
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	395, 600	
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	396, 000	
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300	396, 400	
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800	396, 900	
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200	397, 300	
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800	397, 700	
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300	398, 100	
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800	398, 600	
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300	399, 000	
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900	399, 400	
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
	114	293, 700	324, 900	357, 700			
	115	294, 100	325, 300	358, 200			
	116	294, 400	325, 600	358, 600			
	117	294, 700	325, 800	359, 000			
	118	295, 000	326, 100	359, 400			
	119	295, 300	326, 500	359, 900			
	120	295, 700	326, 700	360, 400			
	121	296, 000	326, 900	360, 800			
	122	296, 400	327, 200	361, 300			
	123	296, 700	327, 500	361, 800			
	124	297, 100	327, 800	362, 300			
	125	297, 300	328, 000	362, 600			
	126	297, 500	328, 300				
	127	297, 800	328, 700				
	128	298, 200	328, 900				
	129	298, 400	329, 100				
	130	298, 700	329, 300				
	131	299, 100	329, 700				
	132	299, 500	329, 900				

	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、規則で定めるものに適用する。

第2条 旭川市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第16条の5第2項第1号中「100分の97.5」を「100分の95」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の旭川市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の給与条例」という。）別表1から別表4までの規定は平成31年4月1日から、改正後の給与条例第16条の5第2項の規定は令和元年12月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の給与条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(旭川市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

- 5 旭川市職員の育児休業等に関する条例（平成4年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則第5項の見出し中「附則第15項」を「附則第15項又は第16項」に改め、同項中「附則第15項」を「附則第15項又は第16項」に、「同項」を「これらの規定」に改める。

(説 明)

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和39年旭川市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「法第22条の3」を「第22条の3」に改める。

附則第4項中「附則第9項」を「附則第10項」に改める。

附則第8項中「以下この項」を「以下この項及び次項」に改める。

附則第11項を附則第12項とし、附則第10項を附則第11項とする。

附則第9項中「前項」を「前2項」に、「同項」を「これらの規定」に改め、同項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

9 令和2年1月1日において附則第5項第2号又は第3号に掲げる職員に該当する職員（同日において、その職務の級における最高の号給を受けるもの及び企業職員医療職給料表の適用を受けるものを除く。）のうち、当該職員の調整考慮事項及び前項の規定による号給の調整を考慮して調整の必要があるものとして管理者が別に定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

別表第1から別表第4までを次のように改める。

別表第1

企業職員行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	146,100	195,500	231,500	264,200	289,700	319,200	362,900	408,100	458,400
	2	147,200	197,300	233,100	266,000	291,900	321,400	365,500	410,500	461,500
	3	148,400	199,100	234,600	267,800	294,000	323,700	367,900	413,000	464,500
	4	149,500	200,900	236,200	269,900	296,000	325,900	370,500	415,400	467,500
	5	150,600	202,400	237,600	271,600	297,900	328,100	372,400	417,300	470,500
	6	151,700	204,200	239,300	273,400	300,000	330,100	374,900	419,600	473,500
	7	152,800	206,000	240,800	275,200	302,200	332,300	377,200	421,700	476,500
	8	153,900	207,800	242,400	277,200	304,200	334,500	379,700	423,900	479,600
	9	154,900	209,400	243,500	279,200	306,100	336,400	382,100	425,900	482,300
	10	156,300	211,200	245,000	281,200	308,400	338,600	384,800	428,000	485,400
	11	157,600	213,000	246,600	283,100	310,600	340,600	387,400	430,100	488,400
	12	158,900	214,800	247,900	285,000	312,900	342,800	390,100	432,200	491,500
	13	160,100	216,200	249,400	287,000	315,000	344,600	392,500	433,900	494,200
	14	161,600	218,000	250,800	288,900	317,100	346,600	394,800	435,700	496,500
	15	163,100	219,700	252,100	290,800	319,300	348,600	397,000	437,700	498,800
	16	164,700	221,500	253,500	292,600	321,400	350,600	399,400	439,700	501,100
	17	165,900	223,200	255,000	294,400	323,300	352,300	401,200	441,600	503,200
	18	167,400	224,900	256,500	296,400	325,300	354,300	403,200	443,400	504,600
	19	168,900	226,500	258,200	298,500	327,300	356,100	405,100	445,200	506,100
	20	170,400	228,100	260,000	300,500	329,300	358,000	406,900	446,900	507,500
	21	171,700	229,500	261,600	302,400	331,000	359,900	408,800	448,700	508,700
	22	174,400	231,200	263,300	304,500	333,100	361,800	410,600	450,200	510,100
	23	177,000	232,800	264,900	306,500	335,100	363,800	412,400	451,600	511,600
	24	179,600	234,400	266,500	308,600	337,200	365,700	414,300	453,100	513,100
	25	182,200	235,400	268,400	310,300	338,600	367,700	416,100	454,500	514,200
	26	183,900	236,900	270,200	312,400	340,500	369,600	417,600	455,800	515,300
	27	185,500	238,300	271,900	314,400	342,400	371,600	419,100	457,100	516,500
	28	187,200	239,500	273,600	316,400	344,300	373,600	420,700	458,300	517,700
	29	188,700	240,700	275,300	318,100	345,900	375,100	422,300	459,300	518,700
	30	190,400	241,900	277,000	320,100	347,800	376,900	423,600	460,000	519,600
	31	192,200	242,900	278,800	322,200	349,700	378,700	424,900	460,800	520,500
	32	193,900	244,100	280,300	324,300	351,500	380,300	426,100	461,500	521,400
	33	195,500	245,400	281,800	325,500	353,400	382,100	427,300	462,200	522,200
	34	196,900	246,400	283,700	327,500	355,200	383,500	428,600	463,000	523,100
	35	198,400	247,600	285,500	329,400	357,000	385,000	429,900	463,700	523,800
	36	199,900	248,900	287,400	331,500	358,700	386,600	431,100	464,300	524,300
	37	201,200	249,800	289,000	333,400	360,100	388,000	432,300	464,800	525,000
	38	202,500	251,100	290,700	335,300	361,400	389,200	433,100	465,400	525,600
	39	203,700	252,300	292,500	337,300	362,800	390,400	433,900	466,000	526,400
	40	205,000	253,600	294,300	339,200	364,200	391,500	434,700	466,600	527,000

再任用職員以外の職員	41	206,300	255,000	295,800	341,100	365,500	392,600	435,300	467,100	527,500
	42	207,600	256,400	297,500	343,000	366,400	393,800	436,000	467,600	
	43	208,900	257,600	299,000	344,800	367,500	395,000	436,700	468,000	
	44	210,200	258,800	300,600	346,700	368,600	396,100	437,400	468,300	
	45	211,300	260,000	302,200	348,200	369,400	396,800	438,200	468,600	
	46	212,600	261,200	303,900	349,600	370,300	397,500	439,000		
	47	213,900	262,500	305,500	351,100	371,200	398,200	439,400		
	48	215,200	263,600	307,200	352,600	372,100	398,900	440,100		
	49	216,300	264,700	308,100	354,200	373,000	399,500	440,600		
	50	217,400	265,800	309,600	355,000	373,800	400,100	441,000		
	51	218,400	267,100	311,100	356,200	374,600	400,600	441,400		
	52	219,500	268,400	312,700	357,200	375,400	401,000	441,800		
	53	220,600	269,400	314,300	358,100	376,100	401,400	442,200		
	54	221,600	270,500	315,900	359,200	376,800	401,700	442,600		
	55	222,500	271,800	317,500	360,100	377,500	402,000	443,000		
	56	223,500	273,100	319,000	361,200	378,200	402,300	443,300		
	57	223,800	274,000	320,500	362,100	378,700	402,600	443,600		
	58	224,600	275,000	321,700	362,800	379,300	402,900	444,000		
	59	225,400	275,900	322,900	363,500	379,900	403,200	444,300		
	60	226,100	277,000	324,100	364,200	380,600	403,500	444,600		
	61	226,800	278,100	324,800	364,600	381,000	403,800	444,900		
	62	227,800	279,100	325,700	365,200	381,700	404,100			
	63	228,600	280,000	326,500	365,900	382,300	404,400			
	64	229,400	281,000	327,300	366,600	382,900	404,700			
	65	230,100	281,500	328,200	366,900	383,300	405,000			
	66	230,800	282,400	328,600	367,600	383,900	405,300			
	67	231,700	283,100	329,300	368,300	384,500	405,600			
	68	232,700	284,000	330,100	369,000	385,100	405,900			
	69	233,400	285,000	330,900	369,300	385,500	406,100			
	70	234,000	285,800	331,600	369,900	386,000	406,400			
	71	234,500	286,600	332,300	370,600	386,500	406,700			
	72	235,200	287,400	333,000	371,200	387,100	407,000			
	73	236,000	288,200	333,500	371,500	387,400	407,200			
	74	236,600	288,700	334,100	372,100	387,800	407,500			
	75	237,200	289,100	334,600	372,800	388,200	407,800			
	76	237,700	289,600	335,200	373,400	388,600	408,000			
	77	238,400	289,800	335,500	373,800	388,900	408,200			
	78	239,100	290,100	336,000	374,300	389,200	408,500			
	79	239,800	290,300	336,400	374,900	389,500	408,800			
	80	240,300	290,700	336,900	375,400	389,800	409,000			
	81	240,800	290,900	337,300	375,900	390,000	409,200			
	82	241,500	291,100	337,800	376,500	390,300	409,500			
	83	242,200	291,500	338,300	377,000	390,600	409,800			
	84	242,900	291,800	338,800	377,300	390,800	410,000			
	85	243,500	292,100	339,100	377,700	391,000	410,200			
	86	244,200	292,400	339,500	378,200	391,300				

	87	244,900	292,700	340,000	378,600	391,600				
	88	245,600	293,100	340,400	379,000	391,800				
	89	246,100	293,400	340,700	379,400	392,000				
	90	246,600	293,800	341,100	379,900	392,300				
	91	246,900	294,100	341,600	380,300	392,600				
	92	247,300	294,500	342,000	380,700	392,800				
	93	247,600	294,700	342,200	381,000	393,000				
	94		294,900	342,600	381,500					
	95		295,200	343,100	381,900					
	96		295,600	343,500	382,300					
	97		295,800	343,700	382,600					
	98		296,100	344,100	383,100					
	99		296,500	344,500	383,500					
	100		296,900	344,800	383,900					
	101		297,100	345,100	384,200					
	102		297,400	345,500	384,700					
	103		297,800	345,900	385,100					
	104		298,100	346,300	385,500					
	105		298,300	346,800	385,800					
	106		298,600	347,200	386,300					
	107		299,000	347,600	386,700					
	108		299,300	348,000	387,100					
	109		299,500	348,500	387,400					
	110		299,900	348,900						
	111		300,300	349,200						
	112		300,600	349,500						
	113		300,800	350,000						
	114		301,000							
	115		301,300							
	116		301,700							
	117		301,900							
	118		302,100							
	119		302,400							
	120		302,700							
	121		303,100							
	122		303,300							
	123		303,600							
	124		303,900							
	125		304,200							
再任用職員		187,700	215,200	255,200	274,600	289,700	315,100	356,800	389,900	441,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第21条に規定する職員を除く。

別表第2

企業職員医療職給料表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円
	1	396,400	473,900	541,900
	2	399,600	477,400	545,000
	3	402,600	480,600	548,000
	4	405,700	483,800	551,100
	5	408,700	487,300	554,100
	6	411,800	490,200	557,300
	7	414,900	493,400	560,500
	8	418,000	496,200	563,700
	9	420,900	499,100	566,500
	10	423,600	501,800	569,600
	11	426,800	504,400	572,700
	12	430,000	507,100	575,800
	13	433,000	509,600	579,000
	14	436,000	512,000	582,200
	15	438,500	514,300	585,400
	16	441,700	516,600	588,600
	17	445,100	518,600	591,600
	18	448,500	521,200	594,800
	19	451,600	523,600	598,000
	20	454,900	526,200	601,200
	21	458,300	528,000	604,200
	22	461,700	530,700	607,200
	23	465,200	533,300	610,300
	24	468,400	535,900	613,400
	25	471,700	538,200	616,600
	26	475,100	541,000	619,700
	27	478,500	543,700	622,800
	28	482,000	546,500	625,900
	29	485,500	549,300	628,800
	30	488,800	552,100	631,900
	31	492,000	554,900	635,000
	32	495,300	557,600	638,100
	33	498,300	560,100	640,900
	34	501,300	562,800	643,900
	35	504,200	565,500	646,800
	36	507,400	568,200	649,800
	37	510,400	570,900	652,600
	38	513,400	573,600	655,600
	39	516,200	576,300	658,400
	40	519,200	579,000	661,400
	41	521,900	581,800	664,400

再任用職員以外の職員	42	524,900	584,500	667,400
	43	527,800	587,200	670,400
	44	530,800	589,900	673,300
	45	533,500	592,400	676,100
	46	536,200	594,700	679,000
	47	538,900	597,200	681,900
	48	541,500	599,700	684,800
	49	543,900	602,300	687,400
	50	546,400	604,700	690,200
	51	549,000	607,100	693,000
	52	551,600	609,500	695,800
	53	554,200	611,400	698,500
	54	556,700	613,600	701,300
	55	559,200	615,800	704,100
	56	561,700	618,000	706,900
	57	564,000	620,200	709,800
	58	566,300	622,300	712,500
	59	568,600	624,400	715,200
	60	570,900	626,400	717,600
	61	573,100	628,500	720,400
	62	575,100	630,400	723,100
	63	577,100	632,400	725,800
	64	579,100	634,300	728,500
	65	581,100	636,300	731,000
	66	582,300	638,300	733,400
	67	583,500	640,100	736,100
	68	584,600	642,100	738,800
	69	585,400	644,000	741,300
	70	586,500	645,400	743,800
	71	587,600	647,000	746,300
	72	588,700	648,600	748,800
	73	589,500	650,200	751,300
	74	590,000	651,700	753,800
	75	590,600	653,200	756,300
	76	591,200	654,400	758,800
	77	591,700	655,900	761,100
	78	592,300	657,400	763,500
	79	592,900	658,900	765,900
	80	593,400	660,400	768,300
	81	594,100	661,700	770,700
	82	594,600	663,100	773,100
	83	594,900	664,500	775,500
	84	595,400	665,900	777,900
	85	595,700	667,300	780,100
	86			782,400
	87			784,700
	88			787,000

	89			789,200
	90			791,500
	91			793,800
	92			796,100
	93			798,200
	94			800,400
	95			802,600
	96			804,800
	97			807,000
	98			809,200
	99			811,400
	100			813,600
	101			815,600
	102			817,800
	103			820,000
	104			822,200
	105			824,200
	106			826,400
	107			828,600
	108			830,800
	109			832,800
	110			835,000
	111			837,200
	112			839,400
	113			841,400
	114			843,600
	115			845,800
	116			848,000
	117			850,000
	118			851,900
	119			853,800
	120			855,700
	121			857,600
	122			859,500
	123			861,400
	124			863,300
	125			865,200
	126			867,100
	127			869,000
	128			870,900
	129			872,800
	130			874,700
	131			876,600
	132			878,500
	133			880,400
再任用職員		338,600	393,000	466,000

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する医師及び歯科医師で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第 3

企業職員医事職給料表

職員 の 区 分	職務 の 級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	151,000	188,400	223,600	249,600	281,000	327,000	371,100	437,200
	2	152,400	190,000	225,200	250,800	282,900	329,000	373,800	439,800
	3	153,800	191,600	226,800	252,000	285,000	331,200	376,400	442,300
	4	155,200	193,200	228,400	253,400	287,000	333,400	379,100	444,900
	5	156,400	194,700	229,800	254,600	289,100	335,200	381,500	447,300
	6	158,200	196,200	231,400	255,800	291,200	337,400	384,200	449,800
	7	159,900	197,800	232,900	257,000	293,100	339,400	386,800	452,300
	8	161,500	199,300	234,500	258,000	295,100	341,600	389,500	454,800
	9	163,100	200,900	235,600	259,300	297,100	343,400	391,600	457,200
	10	164,800	202,600	237,100	260,100	299,100	345,500	393,900	459,600
	11	166,400	204,200	238,500	261,100	301,100	347,600	396,100	462,200
	12	168,200	205,900	239,700	262,100	303,100	349,700	398,300	464,600
	13	169,700	207,300	241,300	263,400	305,100	351,200	400,400	467,100
	14	171,600	208,900	242,700	264,600	307,000	353,200	402,400	468,600
	15	173,600	210,500	243,900	266,200	309,100	355,100	404,400	469,900
	16	175,500	212,100	245,300	267,600	311,100	357,100	406,500	471,200
	17	177,400	213,500	246,100	269,100	313,100	358,900	408,300	472,400
	18	179,200	215,100	247,300	270,800	315,100	360,900	410,300	473,700
	19	181,000	216,800	248,500	272,500	317,200	362,900	412,200	475,000
	20	182,900	218,500	249,600	274,200	319,300	364,900	414,300	476,300
	21	184,700	219,800	251,000	276,000	321,100	366,700	416,100	477,500
	22	186,200	221,300	251,900	277,700	323,100	368,700	417,700	478,900
	23	187,700	222,700	252,900	279,400	324,900	370,800	419,300	480,300
	24	189,200	224,200	254,000	281,000	326,900	372,900	420,800	481,500
	25	190,800	225,600	255,200	282,800	328,600	374,300	422,300	482,900
	26	192,100	227,000	256,400	284,500	330,500	376,100	423,600	484,200
	27	193,600	228,300	257,800	286,300	332,500	377,900	424,900	485,600
	28	195,000	229,600	259,300	287,900	334,500	379,600	426,200	487,000
	29	196,500	230,900	260,700	289,600	335,800	381,400	427,500	488,400
	30	197,700	232,300	262,300	291,400	337,600	382,900	428,700	489,500
	31	199,000	233,800	263,900	293,200	339,300	384,500	429,900	490,600
	32	200,300	235,200	265,400	295,100	341,100	386,200	431,000	491,700
	33	201,700	236,200	266,800	296,800	342,800	387,500	432,200	492,800
	34	203,100	237,500	268,500	298,500	344,600	388,800	433,400	493,700
	35	204,400	238,500	270,100	300,300	346,500	390,100	434,600	494,600
	36	205,800	239,700	271,700	302,100	348,300	391,300	435,800	495,500
	37	206,900	241,000	273,200	303,400	350,100	392,400	437,100	496,500

再任用職員以外の職員	38	208,200	242,300	274,700	305,100	351,800	393,600	437,900	
	39	209,500	243,400	276,300	306,600	353,400	394,700	438,300	
	40	210,800	244,700	277,700	308,200	355,100	395,800	439,000	
	41	211,900	246,000	279,200	309,900	356,300	396,600	439,500	
	42	213,100	247,000	280,800	311,600	357,400	397,400	439,900	
	43	214,300	248,200	282,500	313,200	358,600	398,200	440,300	
	44	215,500	249,300	284,200	314,900	359,800	399,000	440,700	
	45	216,700	250,400	285,700	315,800	361,000	399,400	441,100	
	46	217,800	251,700	287,400	317,200	361,800	400,000	441,500	
	47	218,800	253,000	289,100	318,700	363,000	400,500	441,900	
	48	219,900	254,200	290,700	320,300	364,100	400,900	442,200	
	49	220,900	255,800	291,900	321,700	365,100	401,300	442,500	
	50	221,900	257,200	293,500	323,000	366,100	401,600	442,900	
	51	222,800	258,400	294,800	324,200	367,100	401,900	443,200	
	52	223,800	259,600	296,400	325,500	368,100	402,200	443,500	
	53	224,100	260,700	297,700	326,600	368,900	402,500	443,800	
	54	224,900	262,000	299,200	327,600	369,700	402,800		
	55	225,600	263,300	300,600	328,700	370,600	403,100		
	56	226,400	264,400	302,100	329,700	371,500	403,400		
	57	227,100	265,200	303,100	330,200	372,000	403,700		
	58	228,000	266,500	304,300	331,100	372,800	404,000		
	59	228,700	267,800	305,500	331,900	373,600	404,300		
	60	229,400	269,100	306,900	332,800	374,400	404,700		
	61	230,300	270,000	308,200	333,600	374,800	404,900		
	62	231,000	271,200	309,400	333,900	375,500	405,200		
	63	231,900	272,500	310,700	334,500	376,200	405,500		
	64	232,900	273,800	311,900	335,200	376,900	405,800		
	65	233,500	274,600	313,300	335,800	377,300	406,000		
	66	234,200	275,700	314,100	336,500	377,900			
	67	234,900	276,600	314,900	337,200	378,600			
	68	235,600	277,700	315,700	337,900	379,200			
	69	236,300	278,700	316,300	338,600	379,600			
	70	236,900	279,700	317,000	339,100	380,100			
	71	237,500	280,800	317,700	339,700	380,600			
	72	238,000	281,900	318,300	340,300	381,100			
	73	238,700	282,500	319,000	340,600	381,700			
	74	239,400	283,200	319,200	341,200	382,200			
	75	240,100	283,700	319,800	341,700	382,800			
	76	240,600	284,500	320,400	342,300	383,400			
	77	241,000	285,300	321,000	342,800	383,900			
	78	241,600	285,900	321,500	343,300	384,400			
	79	242,200	286,500	322,000	343,800	384,900			
	80	242,800	287,100	322,500	344,200	385,400			

	81	243, 100	287, 800	323, 100	344, 500	385, 700			
	82	243, 500	288, 300	323, 600	344, 800	386, 200			
	83	243, 900	288, 700	324, 000	345, 200	386, 600			
	84	244, 200	289, 100	324, 500	345, 500	387, 000			
	85	244, 500	289, 300	325, 000	346, 000	387, 400			
	86		289, 500	325, 400	346, 300	387, 900			
	87		289, 700	325, 600	346, 600	388, 300			
	88		289, 900	326, 000	346, 900	388, 700			
	89		290, 300	326, 400	347, 300	389, 100			
	90		290, 500	326, 800	347, 600	389, 600			
	91		290, 700	327, 200	348, 000	390, 000			
	92		290, 900	327, 600	348, 300	390, 400			
	93		291, 300	327, 900	348, 700	390, 800			
	94		291, 500	328, 100	349, 000	391, 300			
	95		291, 700	328, 500	349, 300	391, 700			
	96		292, 000	328, 800	349, 600	392, 100			
	97		292, 400	329, 000	349, 900	392, 500			
	98		292, 700	329, 300	350, 300	393, 000			
	99		292, 900	329, 600	350, 700	393, 400			
	100		293, 200	329, 900	351, 100	393, 800			
	101		293, 500	330, 100	351, 600	394, 200			
	102		293, 700	330, 400	352, 000				
	103		293, 900	330, 800	352, 400				
	104		294, 200	331, 000	352, 800				
	105		294, 500	331, 200	353, 300				
	106			331, 400					
	107			331, 800					
	108			332, 000					
	109			332, 200					
	110			332, 600					
	111			333, 000					
	112			333, 400					
	113			333, 600					
再任用職員		188, 700	215, 300	243, 500	256, 900	282, 100	322, 800	365, 000	426, 500

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第4

企業職員保健看護職給料表

職員の区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	165,300	192,400	240,200	262,700	287,100	330,100
	2	166,700	194,500	242,000	263,700	288,800	332,200
	3	168,200	196,600	243,800	264,600	290,400	334,200
	4	169,600	198,600	245,600	265,700	292,200	336,400
	5	171,000	200,700	247,000	266,200	293,900	338,400
	6	172,500	203,000	248,300	267,200	295,700	340,500
	7	174,000	205,300	249,400	268,000	297,400	342,600
	8	175,500	207,500	250,700	268,900	299,100	344,700
	9	176,700	209,800	251,700	270,000	301,000	346,200
	10	178,400	211,200	252,700	270,700	302,700	348,200
	11	180,000	212,600	253,600	271,800	304,400	350,100
	12	181,500	213,800	254,500	273,000	306,100	352,100
	13	182,900	215,200	255,700	274,300	307,600	354,000
	14	184,900	216,600	256,800	275,400	309,200	356,100
	15	186,900	218,100	257,600	276,600	311,000	358,200
	16	188,900	219,300	258,600	278,000	312,800	360,200
	17	191,000	220,700	259,100	279,300	314,500	362,200
	18	193,100	222,200	260,000	280,600	316,100	364,200
	19	195,200	223,700	261,000	281,600	317,800	366,300
	20	197,300	225,200	261,800	282,800	319,500	368,400
	21	199,300	226,300	262,700	284,400	320,900	370,100
	22	201,500	228,000	263,600	286,000	322,400	372,200
	23	203,700	229,700	264,500	287,300	323,900	374,300
	24	205,900	231,400	265,500	288,600	325,400	376,300
	25	207,800	232,700	266,700	289,900	326,800	378,300
	26	209,100	234,400	267,600	291,500	328,200	379,900
	27	210,300	236,100	268,800	293,200	329,700	381,800
	28	211,600	237,800	270,000	294,700	331,300	383,700
	29	212,800	239,400	271,200	296,000	332,400	385,500
	30	213,900	240,800	272,600	297,600	333,900	387,200
	31	215,200	242,100	274,100	299,200	335,300	389,100
	32	216,400	243,200	275,400	300,900	336,800	390,900
	33	217,700	244,400	277,000	302,300	338,400	392,600
	34	219,000	245,500	278,400	303,800	339,900	394,300
	35	220,300	246,400	279,600	305,400	341,500	396,100
	36	221,600	247,500	280,800	307,000	343,000	397,800
	37	222,700	248,400	282,400	308,300	344,700	399,400
	38	224,100	249,500	283,600	309,700	346,300	401,100
	39	225,400	250,400	285,000	311,100	347,800	402,900
	40	226,800	251,500	286,200	312,700	349,400	404,700

再任 用職員以 外の職員	41	227,700	251,900	287,500	314,200	350,600	406,200
	42	229,100	252,800	289,000	315,600	352,100	407,700
	43	230,500	253,700	290,500	317,000	353,600	409,200
	44	231,900	254,400	292,100	318,500	355,000	410,500
	45	233,100	255,200	293,400	319,300	356,600	411,600
	46	234,500	256,100	294,800	320,700	357,600	412,700
	47	235,800	257,000	296,300	322,100	359,100	413,800
	48	237,100	258,000	297,800	323,600	360,400	415,000
	49	238,100	259,000	298,900	324,700	361,800	416,300
	50	239,200	260,000	300,200	326,100	363,200	417,400
	51	240,200	261,200	301,400	327,400	364,500	418,600
	52	241,300	262,400	302,800	328,700	365,900	419,700
	53	242,200	263,500	304,200	330,100	367,400	420,900
	54	243,300	264,900	305,500	331,500	368,600	421,900
	55	244,200	266,200	306,900	332,900	369,700	423,000
	56	245,200	267,500	308,300	334,200	370,900	424,100
	57	245,900	269,000	309,100	335,100	372,000	425,200
	58	246,900	270,500	310,300	336,400	372,900	425,700
	59	247,600	271,900	311,500	337,600	373,900	426,300
	60	248,400	273,300	312,900	338,900	374,900	426,700
	61	249,200	274,700	314,000	340,000	375,500	427,300
	62	250,200	276,000	315,300	340,900	376,300	427,800
	63	251,000	277,400	316,600	342,100	377,100	428,200
	64	252,000	278,500	317,800	343,400	377,900	428,700
	65	252,900	279,900	319,100	344,500	378,600	429,300
	66	253,700	281,400	320,400	345,700	379,300	429,700
	67	254,800	282,900	321,700	346,900	380,100	430,000
	68	255,700	284,400	323,000	348,000	380,800	430,300
	69	256,500	285,500	323,700	349,000	381,400	430,700
	70	257,500	287,000	324,800	350,000	382,000	
	71	258,400	288,500	325,900	351,100	382,700	
	72	259,400	289,900	326,800	352,200	383,300	
	73	260,800	290,900	328,100	353,000	384,000	
	74	262,100	292,300	328,800	354,100	384,500	
	75	263,200	293,500	329,900	355,200	385,100	
	76	264,300	294,800	331,100	356,300	385,600	
	77	265,300	296,200	332,200	357,000	386,000	
	78	266,300	297,500	333,400	357,800	386,600	
	79	267,500	298,700	334,500	358,600	387,100	
	80	268,500	300,000	335,700	359,300	387,400	
	81	269,400	300,500	336,800	359,900	387,700	
	82	270,400	301,700	337,900	360,400	388,200	
	83	271,500	302,800	338,900	361,000	388,600	
	84	272,600	304,000	340,000	361,500	388,900	
	85	273,400	305,100	340,900	362,100	389,200	
	86	274,300	306,300	341,900	362,600	389,700	

	87	275, 400	307, 500	342, 800	363, 200	390, 200	
	88	276, 500	308, 600	343, 800	363, 700	390, 600	
	89	277, 300	309, 900	344, 800	364, 100	390, 900	
	90	278, 200	311, 100	345, 600	364, 500	391, 300	
	91	279, 000	312, 300	346, 400	365, 100	391, 800	
	92	280, 000	313, 500	347, 200	365, 600	392, 200	
	93	280, 900	314, 300	347, 800	365, 900	392, 600	
	94	281, 900	315, 000	348, 400	366, 400	393, 000	
	95	282, 800	315, 700	349, 100	366, 800	393, 500	
	96	283, 800	316, 300	349, 700	367, 100	393, 900	
	97	284, 400	317, 000	350, 100	367, 700	394, 300	
	98	285, 200	317, 300	350, 500	368, 200	394, 700	
	99	285, 800	317, 900	351, 000	368, 700	395, 200	
	100	286, 700	318, 600	351, 400	369, 200	395, 600	
	101	287, 500	319, 000	351, 900	369, 800	396, 000	
	102	288, 300	319, 600	352, 300	370, 300	396, 400	
	103	289, 100	320, 200	352, 800	370, 800	396, 900	
	104	289, 900	320, 800	353, 200	371, 200	397, 300	
	105	290, 600	321, 200	353, 500	371, 800	397, 700	
	106	291, 100	321, 700	354, 000	372, 300	398, 100	
	107	291, 600	322, 200	354, 400	372, 800	398, 600	
	108	292, 100	322, 700	354, 700	373, 300	399, 000	
	109	292, 300	323, 100	355, 200	373, 900	399, 400	
	110	292, 600	323, 500	355, 700	374, 300		
	111	292, 800	323, 800	356, 200	374, 800		
	112	293, 200	324, 100	356, 700	375, 300		
	113	293, 500	324, 500	357, 200	375, 900		
	114	293, 700	324, 900	357, 700			
	115	294, 100	325, 300	358, 200			
	116	294, 400	325, 600	358, 600			
	117	294, 700	325, 800	359, 000			
	118	295, 000	326, 100	359, 400			
	119	295, 300	326, 500	359, 900			
	120	295, 700	326, 700	360, 400			
	121	296, 000	326, 900	360, 800			
	122	296, 400	327, 200	361, 300			
	123	296, 700	327, 500	361, 800			
	124	297, 100	327, 800	362, 300			
	125	297, 300	328, 000	362, 600			
	126	297, 500	328, 300				
	127	297, 800	328, 700				
	128	298, 200	328, 900				
	129	298, 400	329, 100				
	130	298, 700	329, 300				
	131	299, 100	329, 700				
	132	299, 500	329, 900				

	133	299,700	330,200				
	134	300,000	330,600				
	135	300,400	331,000				
	136	300,700	331,400				
	137	300,900	331,700				
	138	301,200	332,100				
	139	301,600	332,500				
	140	301,900	332,900				
	141	302,100	333,200				
	142	302,500	333,600				
	143	302,900	333,900				
	144	303,200	334,300				
	145	303,400	334,600				
	146	303,600	335,000				
	147	303,900	335,400				
	148	304,300	335,800				
	149	304,500	336,100				
	150	304,700	336,500				
	151	305,000	336,900				
	152	305,300	337,300				
	153	305,700	337,600				
	154	305,900					
	155	306,100					
	156	306,400					
	157	306,700					
	158	307,000					
	159	307,300					
	160	307,600					
	161	308,000					
	162	308,300					
	163	308,600					
	164	308,900					
	165	309,300					
	166	309,600					
	167	309,900					
	168	310,200					
	169	310,600					
再任用職員		235,100	255,400	262,600	272,800	289,100	326,200

備考 この表は、市立旭川病院に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で、病院事業管理者が別に定めるものに適用する。

別表第5中「374,000」を「375,000」に改める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第21条第1項の改正規定は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（次項において「改正後の条例」という。）別表第1から別表第4までの規定は、平成31年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、この条例による改正前の旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

(説 明)

国家公務員の給与改定に準じる等のために、旭川市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例（昭和 26 年旭川市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「100 分の 222.5」を「, 6 月に支給する場合においては 100 分の 222.5, 12 月に支給する場合においては 100 分の 227.5」に改める。

附則第 2 項中「6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項」を「第 4 条第 2 項」に改める。

附則第 4 項中「平成 32 年 3 月 31 日」を「令和 2 年 3 月 31 日」に改める。

第 2 条 旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 4 条第 2 項中「, 6 月に支給する場合においては 100 分の 222.5, 12 月に支給する場合においては 100 分の 227.5」を「100 分の 225」に改める。

附則第 2 項中「第 4 条第 2 項」を「6 月に支給する期末手当に関する第 4 条第 2 項」に,
「100 分の 222.5」を「100 分の 225」に, 「100 分の 192.5」を
「100 分の 195」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 1 条の規定は、公布の日から施

行する。

- 2 第1条の規定による改正後の旭川市特別職の職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第4条第2項及び附則第2項の規定は、令和元年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の旭川市特別職の職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（説 明）

特別職の職員の期末手当の支給率を改定する等のために、旭川市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（昭和46年旭川市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「100分の222.5」を「, 6月に支給する場合においては100分の222.5, 12月に支給する場合においては100分の227.5」に改める。

附則第2項中「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」を「第3条の4第2項」に改める。

附則第6項中「100分の222.5」を「100分の227.5」に, 「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

第2条 旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「, 6月に支給する場合においては100分の222.5, 12月に支給する場合においては100分の227.5」を「100分の225」に改める。

附則第2項中「第3条の4第2項」を「6月に支給する期末手当に関する第3条の4第2項」に, 「100分の222.5」を「100分の225」に, 「100分の192.5」を「100分の195」に改める。

附則第5項中「令和元年6月及び令和2年6月」を「令和2年6月」に, 「100分の192.5」を「100分の195」に, 「100分の172.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、令和２年４月１日から施行する。ただし、第１条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第１条の規定による改正後の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第３条の４第２項並びに附則第２項及び第６項の規定は、令和元年１２月１日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第１条の規定による改正前の旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

（説 明）

公営企業の管理者の期末手当の支給率を改定するために、旭川市公営企業の管理者の給与等に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の
一部を改正する条例の制定について

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の
一部を改正する条例

旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例（昭和39年旭川市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「0.05」を「0.08」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市行政財産の目的外使用に関する使用料徴収条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市火葬場条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市火葬場条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市火葬場条例の一部を改正する条例

旭川市火葬場条例（平成11年旭川市条例第39号）の一部を次のように改正する。

別表中	「	5, 0 0 0	を	「	5, 1 0 0	に改め
		2, 0 0 0			2, 0 5 0	
	」			」		

る。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市火葬場条例別表の規定は、令和2年4月1日以後に許可された使用に係る使用料について適用し、同日前に許可された使用に係る使用料については、なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために、旭川市火葬場条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年１２月６日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の
基準に関する条例の一部を改正する条例

旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例（平成２６年旭川市条例第５０号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「以下この項，第１９条及び第３６条第３項において」を「以下」に改める。

第３５条第３項中「「除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に，「除き，」を「教育・保育給付認定子ども（」に，「を含む」を「を含む。））」に改める。

第３６条第３項中「「を除く」を「「教育・保育給付認定子ども」に，「「及び」を「「教育・保育給付認定子ども（」に，「者を除く」を「者を除く。））」に改める。

第５０条中「教育・保育給付認定子ども」を「教育・保育給付認定子どもについて」に，「同じ。）」を「同じ。）について」に，「以下この項，第１９条及び第３６条第３項」を「以下」に，「及び第１９条」を「及び第１９条において」に，「特定教育・保育提供証明証」を「特定教育・保育提供証明書」に，「特定地域型保育提供証明証」を「特定地域型保育提供証明書」に改める。

第５１条第３項中「第５０条」を「前条」に，「除く。次条第３項において同じ」を「除く」に，「含む。）の」を「含む。次条第３項において同じ。）の」に改める。

第52条第3項中「特定満3歳未満保育認定子ども」を「特定満3歳以上保育認定子ども」に、「及び満3歳以上保育認定子ども」を「及び満3歳以上保育認定子ども（令第4条第1項第2号に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。）」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

（説 明）

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に伴い、旭川市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の
要件を定める条例の一部を改正する条例

旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成31年旭川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「の第2号から第8号までの」を「に掲げる」に改め、同項第1号中「建築基準法」を「耐火建築物（建築基準法）」に、「又は」を「をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（」に、「準耐火建築物（」を「準耐火建築物をいい、」に、「除く。」を「除く。）」（保育室等を3階以上に設ける建物にあっては、耐火建築物」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

地方裁量型認定こども園等の施設設備の基準に係る規定を整備するために、旭川市幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市助産施設条例の一部を改正する条例

旭川市助産施設条例（平成13年旭川市条例第14号）の一部を次のように改正する。

第3条中「第1号ウ又はエ」を「第1号ウ」に改め、同条第1号ウを削り、同号エ中「前年度の所得税額が8,400円」を「当該年度分の市町村民税所得割の額が19,000円」に、「別表第1備考第6項」を「別表第1備考第2項及び第5項」に改め、同号エを同号ウとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（説 明）

入所の要件を変更するために、旭川市助産施設条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例
の一部を改正する条例の制定について

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正する条例

旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（平成13年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「

C ₁	A階層及びD階層を除き、当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって、その市町村民税の額が次の区分に該当する世帯	均等割の額のみ世帯
C ₂		所得割の額のある世帯
D	A階層及びB階層を除き、前年分の所得税が課税されている世帯であって、その所得税の額が8,400円以下の世帯	

」を

「

C	A階層を除き、当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ世帯	
D1	A階層及びC階層を除き、当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって、その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,000円以下
D2		9,001円から19,000円まで

」に改め、同表備考第

1 項中「には，地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号の規定の適用があるものとして計算し，地方税法」を「には，同法」に，「第 5 条の 4 の 2 第 6 項」を「第 5 条の 4 の 2 第 5 項」に改め，同表備考第 2 項を次のように改める。

2 前項の所得割の額を計算する場合には，納入義務者が，当該所得割の賦課期日において指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有していた者であるときは，これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして計算するものとする。

別表第 1 備考中第 6 項を削り，第 7 項を第 6 項とし，第 8 項を削り，同表備考第 9 項中「と，「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とする」を「とする」に改め，同項を同表備考第 7 項とする。

別表第 2 備考以外の部分を次のように改める。

別表第 2（第 4 条関係）

各月初日の入所者の属する世帯の階層区分			徴収金の額（月額）
階層区分	定	義	
A	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等支援法による被支援世帯（単給世帯を含む。）		円 0
B	A 階層を除き，当該年度分の市町村民税が非課税の世帯		1,100
C	A 階層を除き，当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税の額が均等割の額のみ の世帯		2,200
D 1	A 階層及び C 階層を除き，当該年度分の市町村民税が課税されている世帯であって，その市町村民税所得割の額が次の区分に該当する世帯	9,000 円以下	3,300
D 2		9,001 円から 27,000 円まで	4,500
D 3		27,001 円から 57,000 円まで	6,700
D 4		57,001 円から 93,000 円まで	9,300
D 5		93,001 円から 177,300 円まで	14,500
D 6		177,301 円から 258,100 円まで	20,600
D 7		258,101 円から 348,100 円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が 27,100 円を超えるとき

		は， 27,100円とする。)
D 8	348,101円から456,100円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が34,300円を超えるときは， 34,300円とする。)
D 9	456,101円から583,200円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が42,500円を超えるときは， 42,500円とする。)
D 10	583,201円から704,000円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が51,400円を超えるときは， 51,400円とする。)
D 11	704,001円から852,000円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が61,200円を超えるときは， 61,200円とする。)
D 12	852,001円から1,044,000円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が71,900円を超えるときは， 71,900円とする。)
D 13	1,044,001円から1,225,500円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が83,300円を超えるときは， 83,300円とする。)
D 14	1,225,501円から1,426,500円まで	その月のその入所者の属する世帯に係る費用の支弁額（全額徴収。ただし，その額が95,600円を超えるときは， 95,600円とする。)

D 15	1, 426, 501円以上	その月のその入所者の 属する世帯に係る費用 の支弁額（全額徴収）
------	----------------	--

別表第2備考第2項を次のように改める。

- 2 前項の所得割の額を計算する場合には、納入義務者が、当該所得割の賦課期日において指定都市の区域内に住所を有していた者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有していた者とみなして計算するものとする。

別表第2備考第6項及び第7項を削り、同表備考第8項中「と、「前年分の所得税」とあるのは「前々年分の所得税」とする」を「とする」に改め、同項を同表備考第6項とする。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行し、改正後の旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（以下「改正後の条例」という。）別表第1（備考第1項中地方税法附則第5条の4の2第5項に係る部分に限る。）の規定は平成31年4月1日から、改正後の条例別表第1（備考第1項中地方税法附則第5条の4の2第5項に係る部分を除く。）及び別表第2の規定は令和元年7月1日（以下「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 改正後の条例別表第1（備考第1項中地方税法附則第5条の4の2第5項に係る部分を除く。以下同じ。）及び別表第2の規定は、適用日以後に受けた助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金について適用し、適用日前に受けた助産の実施及び母子保護の実施に係る徴収金については、なお従前の例による。
- 3 適用日から施行日の前日までの間に助産の実施を受けた者に係る徴収金について、改正後の条例別表第1の規定により算定される額が、この条例による改正前の旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例（以下「改正前の条例」という。）別表第1の規定により算定される額を超えるときは、前項及び改正後の条例別表第1の規定にかかわらず、改正前の条例別表第1の規定により算定される額を徴収金の額とする。
- 4 適用日から施行日の前日までの間に母子保護の実施を受けた者（この条例の施行の際現に母子保護の実施を受けている者を含む。）に係る適用日の属する月から施行日の属する月ま

での間の徴収金について、それぞれ改正後の条例別表第 1 及び別表第 2 の規定により算定される額が、改正前の条例別表第 1 及び別表第 2 の規定により算定される額を超えるときは、附則第 2 項及び改正後の条例別表第 1 及び別表第 2 の規定にかかわらず、改正前の条例別表第 1 及び別表第 2 の規定により算定される額を徴収金の額とする。

（説 明）

徴収金に係る階層区分を変更する等のために、旭川市助産施設及び母子生活支援施設費用徴収条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市地域保育所条例の一部を改正する条例

旭川市地域保育所条例（昭和46年旭川市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第6条に次のただし書を加える。

ただし、当該保育料について子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第3項の規定による支払があつたときは、当該支払があつた額の限度において、当該保育料を納入したものとみなす。

別表第2第1項の表備考中第5項を削り、第6項を第5項とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の旭川市地域保育所条例の規定は、令和元年10月1日から適用する。

（説 明）

保育料の納入等に係る規定を整備するために、旭川市地域保育所条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

旭川市立小中学校設置条例（昭和 39 年旭川市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

別表の小学校の表中

「

旭川市立旭川第 2 小学校	旭川市東旭川町旭正
---------------	-----------

」を削る。

別表の中学校の表中

「

旭川市立旭川第 2 中学校	旭川市東旭川町共栄
---------------	-----------

」を削る。

附 則

この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（説 明）

旭川市立旭川第 2 小学校及び旭川市立旭川第 2 中学校を廃止するために、旭川市立小中学校設置条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市道路占用料条例の一部を改正する条例

旭川市道路占用料条例（昭和36年旭川市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の旭川市道路占用料条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日以後の占用に係る占用料について適用し、同日前の占用に係る占用料については、なお従前の例による。
- 3 令和2年4月1日前から引き続き占用している占用物件であって、その占用期間が1月未満であるものの占用料については、前項及び改正後の条例の規定にかかわらず、なお従前の例による。

（説 明）

占用料の額を改定するために、旭川市道路占用料条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を
改正する条例の制定について

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例

旭川市準用河川流水占用料等徴収条例（平成 12 年旭川市条例第 86 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「から第 25 条まで」を「，第 24 条又は第 25 条」に改め，同項第 1 号，第 3 号及び第 4 号中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市準用河川流水占用料等徴収条例第 2 条第 1 項第 1 号，第 3 号及び第 4 号の規定は，令和 2 年 4 月 1 日以後の流水の占用等に係る流水占用料等について適用し，同日前の流水の占用等に係る流水占用料等については，なお従前の例による。

（説 明）

流水占用料等の額を改定する等のために，旭川市準用河川流水占用料等徴収条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 12 月 6 日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市普通河川管理条例の一部を改正する条例

旭川市普通河川管理条例（平成 12 年旭川市条例第 87 号）の一部を次のように改正する。

第 20 条第 1 項第 1 号，第 3 号及び第 4 号中「1.05」を「1.08」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は，公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の旭川市普通河川管理条例の規定は，令和 2 年 4 月 1 日以後の占有又は採取に係る使用料について適用し，同日前の占有又は採取に係る使用料については，なお従前の例による。

（説 明）

使用料の額を改定するために，旭川市普通河川管理条例の一部を改正しようとするものである。

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例の制定について

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

旭川市都市公園条例の一部を改正する条例

旭川市都市公園条例（昭和32年旭川市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項及び第3項第2号中「1.05」を「1.08」に改める。

別表(6)花咲スポーツ公園施設の項中

「	20,010円	40,020円	「	20,580円	41,160円	」を	「	20,580円	41,160円	」に,
	12,590円	25,180円		12,940円	25,890円			12,940円	25,890円	
	10,860円	21,720円		11,170円	22,340円			11,170円	22,340円	
	7,160円	14,320円		7,360円	14,720円			7,360円	14,720円	
	6,900円	13,800円		7,090円	14,190円			7,090円	14,190円	
	4,440円	8,880円		4,560円	9,130円			4,560円	9,130円	
「	1,890円	3,780円	「	1,940円	3,880円	」を	「	1,940円	3,880円	」に,
	800円	1,570円		820円	1,610円			820円	1,610円	
	1,050円	2,100円		1,080円	2,160円			1,080円	2,160円	
		580円			590円				590円	

1,050円	2,100円
440円	890円
590円	1,150円

」を

1,080円	2,160円
450円	910円
600円	1,180円

」に，

「

6,300円	12,600円
2,620円	5,350円
3,570円	7,140円
970円	1,890円
1,890円	3,780円
800円	1,570円
1,050円	2,100円
	580円
570円	1,150円
1,150円	2,310円

」を

「

6,480円	12,960円
2,690円	5,500円
3,670円	7,340円
990円	1,940円
1,940円	3,880円
820円	1,610円
1,080円	2,160円
	590円
580円	1,180円
1,180円	2,370円

」に，

「

340円
2,100円

」を

「

340円
2,160円

」に改め，同表東光スポー

ツ公園施設の項中「

1,840円	3,680円
910円	1,820円
1,890円	3,780円
800円	1,570円
1,050円	2,100円
	580円

「

1,890円	3,780円
930円	1,870円
1,940円	3,880円
820円	1,610円
1,080円	2,160円
	590円

1,050円	2,100円
440円	890円
590円	1,150円

1,080円	2,160円
450円	910円
600円	1,180円

」を」に,

「

6,300円	12,600円
2,620円	5,350円
3,570円	7,140円
970円	1,890円
1,890円	3,780円
800円	1,570円
1,050円	2,100円
	580円

「

6,480円	12,960円
2,690円	5,500円
3,670円	7,340円
990円	1,940円
1,940円	3,880円
820円	1,610円
1,080円	2,160円
	590円

」を」に改め, 同表忠和公園施

設の項中「

570円

「

580円

」を」に改め, 同表カ

ムイの杜公園施設の項中

「

570円

「

580円

」を」に改める。

附 則

- この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。
- この条例による改正後の旭川市都市公園条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和2年4月1日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。
- 施行日前に承認された使用に係る使用料については、前項及び改正後の条例別表(6)の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(説 明)

使用料の額を改定するために、旭川市都市公園条例の一部を改正しようとするものである。

株式会社旭川振興公社の株主総会における議決権の行使について

株式会社旭川振興公社の株主総会において、次の者を取締役及び監査役に選任するため、議決権を行使する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

取 締 役 山 下 裕 久

監 査 役 松 倉 敏 郎

定住自立圏形成協定の変更について

鷹栖町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と鷹栖町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲 の 役 割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙 の 役 割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡鷹栖町南 1 条 3 丁目 5 番 1 号

乙 鷹栖町
鷹栖町長

定住自立圏形成協定の変更について

東神楽町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東神楽町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１イの表障害者相談事業の項を削り、同表イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲 の 役 割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙 の 役 割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東神楽町南 1 条西 1 丁目 3 番 2 号

乙 東神楽町

東神楽町長

定住自立圏形成協定の変更について

当麻町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と当麻町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市６条通９丁目４６番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡当麻町３条東２丁目１１番１号

乙 当麻町

当麻町長

定住自立圏形成協定の変更について

比布町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と比布町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲 の 役 割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙 の 役 割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

甲 旭川市
旭川市長

上川郡比布町北町 1 丁目 2 番 1 号

乙 比布町
比布町長

定住自立圏形成協定の変更について

愛別町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と愛別町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市６条通９丁目４６番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡愛別町字本町１７９番地

乙 愛別町

愛別町長

定住自立圏形成協定の変更について

上川町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と上川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲の役割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙の役割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市６条通９丁目４６番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡上川町南町１８０番地

乙 上川町

上川町長

定住自立圏形成協定の変更について

東川町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と東川町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第１イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲 の 役 割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙 の 役 割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その１通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市６条通９丁目４６番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡東川町東町１丁目１６番１号

乙 東川町

東川町長

定住自立圏形成協定の変更について

美瑛町との定住自立圏形成協定の一部を次のように変更する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と美瑛町（以下「乙」という。）は、定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定を次のとおり締結する。

別表第 1 イの表に次のように加える。

手話奉仕員・手話通訳者の養成	取組の内容	圏域の障害者福祉の向上に資するため、手話奉仕員及び手話通訳者を養成する。
	甲 の 役 割	圏域住民を対象とした手話講習会を開催する。
	乙 の 役 割	乙の住民に対し、甲が開催する手話講習会に係る情報を提供し、受講希望者を取りまとめる。 当該講習会の開催に当たり、甲に対し、応分の経費を負担する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

旭川市 6 条通 9 丁目 4 6 番地

甲 旭川市

旭川市長

上川郡美瑛町本町 4 丁目 6 番 1 号

乙 美瑛町

美瑛町長

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	損害賠償の額 (円)	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合 (%)
1	469,616	令和元年10月15日	令和元年8月27日 旭川市東旭川町上兵村	市 100
2	50,688	令和元年11月19日	令和元年10月25日 旭川市東5条1丁目	市 100

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
178,436円	令和元年10月23日	平成31年2月7日 旭川市春光台4条4丁目	市 100%

専決処分の報告について

損害賠償の額を定めることについて，地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により，次のとおり専決処分したから，同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

損害賠償の額	専決処分年月日	事故発生年月日 及 び 場 所	過失割合
243,892円	令和元年11月1日	令和元年8月26日 旭川市豊岡3条7丁目	市 100%

専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年12月6日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	東光スポーツ 公園複合体育 施設（武道 館）（A）新 築工事	変更前 5 3 3, 1 8 6, 7 1 2 変更後 5 3 3, 2 6 0, 5 4 0	令和元年 11月19日	報告第5号専決処分の報告について （令和元年10月8日） 議案第30号契約の締結について （平成30年6月15日）
2	東光スポーツ 公園複合体育 施設（武道 館）（B）新 築工事	変更前 4 7 1, 1 2 5, 9 1 6 変更後 4 7 1, 1 9 0, 4 7 0	令和元年 11月19日	報告第5号専決処分の報告について （令和元年10月8日） 議案第31号契約の締結について （平成30年6月15日）



専決処分の報告について

変更契約を締結することについて、地方自治法第180条第1項の規定による長の専決処分事項の指定により、次のとおり専決処分したから、同条第2項の規定により報告する。

令和元年9月10日提出

旭川市長 西 川 将 人

整理 番号	契約の名称	契約金額（円）	専決処分 年 月 日	議案等の番号及び件名 （議決等年月日）
1	第2豊岡団地 建替（1－ B）新築工事	変更前 810,000,000 変更後 815,610,816	令和元年 8月23日	議案第24号契約の締結 について （平成30年6月15日）
2	東光スポーツ 公園複合体育 施設（武道 館）（A）新 築工事	変更前 529,200,000 変更後 533,186,712	令和元年 8月23日	議案第30号契約の締結 について （平成30年6月15日）
3	東光スポーツ 公園複合体育 施設（武道 館）（B）新 築工事	変更前 467,640,000 変更後 471,125,916	令和元年 8月23日	議案第31号契約の締結 について （平成30年6月15日）



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月15日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-------------|-----------------------------------|
| 1 工 事 名 | 東光スポーツ公園複合体育施設（武道館）（A）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 529,200,000円 |
| 3 契約の相手方 | 荒井・廣野共同企業体
荒井建設株式会社
株式会社廣野組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |



契約の締結について

次の工事請負契約を締結したいので、議会の議決を求める。

平成30年6月15日提出

旭川市長 西 川 将 人

- | | |
|-------------|-------------------------------------|
| 1 工 事 名 | 東光スポーツ公園複合体育施設（武道館）（B）新築工事 |
| 2 契 約 金 額 | 467,640,000円 |
| 3 契約の相手方 | 高・菅原共同企業体
株 式 会 社 高 組
株式会社菅原組 |
| 4 契 約 の 方 法 | 一般競争入札（条件付き） |